

第83期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月28日(火曜日)

午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所

東京都品川区西五反田7丁目22番17号

TOCビル地下1階展示ホール

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議決権行使期限

2022年6月27日(月曜日) 午後5時45分

目次

招集ご通知

第83期定時株主総会招集ご通知…………… 1

添付書類

事業報告…………… 3
 計算書類…………… 13
 計算書類に係る会計監査報告…………… 25
 監査役会の監査報告…………… 28

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件…………… 30
 第2号議案 定款一部変更の件…………… 31
 第3号議案 補欠監査役1名選任の件…………… 33

ご来場についてのお願い

新型コロナウイルスの感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

株式会社 大谷工業

2022年6月8日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田7丁目22番17号

株式会社 大 谷 工 業
 代表取締役 社 長 鈴 木 和 也

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、株主の皆様におかれましては、ご自身の健康と安全を最優先いただき、当日の会場へのご来場を極力お控えいただくとともに、書面による事前の議決権行使をいただけますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所	東京都品川区西五反田7丁目22番17号 TOCビル地下1階展示ホール (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) 会場座席は間隔をあけた配置とすることから、満席の際にはご入場をお控えいただく場合がございます。また、ご入場にあたりましては検温等を行い、体調のすぐれないご様子の株主様にはご入場をご遠慮いただくこともございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
3. 目的事項	報告事項 第83期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染症拡大の状況や政府等の発表内容等により前述の対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.otanikogyo.com/>) により、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近に、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。）
- ・会場入り口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.otanikogyo.com/>) に、修正後の内容を掲載させていただきます。

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されています。ただし、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要があります。また、感染症による影響を注視する必要があります。

当社の主要な取引先である電力・通信業界は、ライフラインを支える重要な事業であるため、当社製品を安定的・継続的に供給する必要があり、新型コロナウイルス感染症の影響は小さいものとなっております。

建設業界においては、世界的な建材需要の高まりに加えて、ロシアのウクライナ侵攻の影響により、鋼材価格が高騰したことで、一部の物件で建築資材の納入遅延や設計変更が起っております。

当社はこのような状況のなか拡販に努め、売上高は6,408百万円と前期比349百万円(5.8%)の増加となりました。

しかし、利益面では材料費の増加による影響などで売上原価が増加し、売上総利益は1,230百万円と前期比103百万円(7.8%)の減少、営業利益は172百万円と前期比126百万円(42.2%)の減少、経常利益は182百万円と前期比128百万円(41.4%)の減少となりました。また、当期純利益は126百万円と前期比79百万円(38.5%)の減少となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(1) 電力通信部門

電力通信部門において、電力関連では、不良設備の更改工事が多かったため、順調に推移いたしました。また、通信関連でも、北海道を中心とした「高度無線環境整備推進事業」があり、遅滞なく製品の納入を行うことができました。

しかし、鉄塔・鉄構で、民需向けの鉄塔関連の受注量が減少したことで、鋼材価格の高騰によって製造コストが軒並み上昇したため採算性が悪化しております。

この結果、売上高は4,079百万円と前期比8百万円(0.2%)の増加、セグメント利益は452百万円と前期比135百万円(23.1%)の減少となりました。

(2) 建材部門

建材部門においては、業界全体がスローで低調なスタートとなり、大型案件は予定よりも大幅に遅れたため計画通りに売上を上げることができませんでした。売上を確保するために積極的な営業を展開いたしました。

この結果、売上高は2,328百万円と前期比341百万円（17.2%）の増加、セグメント利益は144百万円と前期比13百万円（8.5%）の減少となりました。

セグメント及び品目別売上状況

(単位 千円)

セグメント 及び品目		期 別 第82期 (2021年3月期)	第83期 (2022年3月期)	前期比
電力通信部門	架線金物	2,567,744	2,828,301	10.1%
	鉄塔・鉄構	1,386,306	1,145,449	△17.4
	その他	117,654	106,002	△9.9
	計	4,071,706	4,079,752	0.2
建材部門	スタッド	1,882,737	1,938,883	3.0
	その他	104,668	389,673	272.3
	計	1,987,405	2,328,557	17.2
合 計		6,059,112	6,408,310	5.8

2. 対処すべき課題

当社の主要な取引先である電力会社においては、経営の合理化、カーボンニュートラルへの取り組み等で電気事業の変革に対する環境を整えております。

通信業界においては、新型コロナウイルス感染症の影響によりリモートワーク等の新スタイルの確立、企業価値の向上としてのビジョンの取組みを進めております。

建設業界においては、大型物件の受注が増加の傾向にあり、また2025年開催予定の大阪万博に向け、今後更に伸長される事業であると期待しております。

このような状況下、当社は社会に欠くことのできないインフラや各種構造物の信頼性、安全性を支える企業として、社会に貢献してまいります。そのため新規製品の積極的開発力の展開、生産プロセス改善の推進等により、時代に即した体制を確立して取り組んでまいります。

また昨年、鋼材価格の高騰による大きな影響を受けました。建築資材なども含め、生産コストの上昇により採算性が悪化したことにおいて、生産工場の更なるコスト管理、営業展開として販売価格への転嫁を進め、早期解消すべく取り組みを行ってまいります。

3. 資金調達の状況

特に記載する事項はありません。

4. 設備投資等の状況

当事業年度における設備投資の総額は329百万円であり、主として生産性向上を目的とした新工場用地の取得費用206百万円、経常的設備の更新、補充を目的として123百万円の設備投資を行いました。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第80期 (2019年3月期)	第81期 (2020年3月期)	第82期 (2021年3月期)	第83期(当期) (2022年3月期)
売 上 高	(千円)	6,158,874	6,012,605	6,059,112	6,408,310
経 常 利 益	(千円)	246,852	317,328	311,307	182,518
当 期 純 利 益	(千円)	207,696	222,865	206,571	126,995
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	(円)	266.55	286.01	265.11	162.98
総 資 産	(千円)	5,228,695	4,989,173	5,342,617	5,487,236
純 資 産	(千円)	2,743,279	2,937,244	3,129,613	3,228,917

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

該当事項はありません。

7. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

電力通信部門：架線金物、鉄塔・鉄構、鉄構架台、鋸螺、フェンス等の製造・販売
建 材 部 門：建築用スタッド、免震ベースプレート等の製造・販売・施工

8. 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

(1) 本 社：東京都品川区西五反田7丁目22番17号

(2) 工 場：富山、鹿沼

(3) 営業所：名古屋、大阪

9. 従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
181名	10名増	40.3歳	17.5年

(注) 上記従業員数は就業人員であり、嘱託（18名）及び臨時雇用者（4名）は含まれておりません。

10. 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高
	千円
(株) 三井住友銀行	20,000
(株) みずほ銀行	6,500
(株) 北陸銀行	6,500
(株) 三菱UFJ銀行	15,000

II 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- 発行可能株式総数 2,800,000株
- 発行済株式の総数 779,197株（自己株式803株を除く）
(注) 2021年9月30日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて100,000株減少しております。
- 株主数 628名
- 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
(株) ニュー・オータニ	216,800株	27.82%
(株) エムアンドエーコーポレーション	77,400	9.93
(株) テーオーシーサプライ	55,000	7.05
大谷和彦	42,149	5.40
大谷けい子	40,323	5.17
大谷富山取引先持株会	31,500	4.04
大谷鹿沼取引先持株会	28,700	3.68
(有) 大谷興産	18,000	2.31
(株) 三井住友銀行	15,000	1.92
(株) 北陸銀行	15,000	1.92

(注) 持株比率は、自己株式（803株）を控除して計算しております。

III 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	大谷和彦	(株)ニュー・オータニ代表取締役社長
代表取締役副会長	芝崎安宏	経営全般、渉外統括調整担当
代表取締役社長	鈴木和也	経営全般、監査・営業第一・営業推進担当
取締役	竹内克彦	営業第二・富山工場担当 兼営業第二グループマネージャー
取締役	津澤明彦	鹿沼工場・開発担当 兼鹿沼工場グループマネージャー
取締役	中澤忠彦	管理・I R担当兼管理グループマネージャー
取締役	菊明雄	営業第三担当
取締役	大谷卓男	(株)テーオーシー代表取締役社長 (株)テーオーシーサプライ代表取締役会長
取締役	崎山喜代志	(株)ニュー・オータニ取締役 (株)テーオーシー執行役員秘書室長
常勤監査役	山田晴彦	
監査役	稲葉弘文	三陽エンジニアリング(株)代表取締役社長 (株)テーオーシー取締役
監査役	羽廣元和	(株)ニュー・オータニ監査役 (株)テーオーシー顧問

- (注) 1. 取締役大谷卓男氏及び崎山喜代志氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役稲葉弘文氏及び羽廣元和氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役稲葉弘文氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社定款において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補填することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

4. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	対象となる役員の員数 (名)
取 締 役 (うち社外取締役)	118 (3)	9 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	9 (2)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	127 (6)	12 (4)

- (注) 1. 上記の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金5百万円が含まれております。
2. 上記の報酬等の総額は基本報酬のみであり、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は採用しておりません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1991年6月26日開催の第52期定時株主総会において月額1,500万円以内と決議しております（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、16名（うち、社外取締役は2名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、1987年6月24日開催の第48期定時株主総会において月額140万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。

(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

当社役員の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針は、取締役の役位、経歴等、その責任に応じた基本報酬（月例）で構成されており、業務の執行状況等を総合的に勘案して決定しております。

この方針により、各取締役の業務目標の達成状況等を勘案、役員報酬について代表取締役社長が草案を作成し、株主総会で決議した報酬総額を限度額とした範囲内で独立役員が出席する取締役会において協議の上で、その配分を決定しております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等についても、独立役員が出席した取締役会において、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、同方針に沿うものであると判断しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役大谷卓男氏は、(株)テーオーシーの代表取締役社長及び(株)テーオーシーサプライの代表取締役会長であります。なお、当社は(株)テーオーシーから事務所の一部を賃借しており、(株)テーオーシーサプライは発行済株式の総数（自己株式を除く）の7.05%を有する大株主であります。

社外取締役崎山喜代志氏は、(株)ニュー・オータニの取締役及び(株)テーオーシーの執行役員であります。なお、(株)ニュー・オータニは当社発行済株式の総数（自己株式を除く）の27.82%

を有する大株主であります。

社外監査役稲葉弘文氏は、三陽エンジニアリング(株)の代表取締役社長及び(株)テーオーシーの取締役であります。三陽エンジニアリング(株)と当社との間に特別の関係はありません。(株)テーオーシーと当社との関係は前述のとおりであります。

社外監査役羽廣元和氏は、(株)ニュー・オータニの監査役及び(株)テーオーシーの顧問であります。なお、各社と当社との関係は前述のとおりであります。

- (2) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係
該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	大 谷 卓 男	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、議事審議に必要な発言を適宜行っております。 企業経営者としての豊富な経験と高い経営の見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	崎 山 喜 代 志	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、議事審議に必要な発言を適宜行っております。 経営管理に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	稲 葉 弘 文	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、また監査役会13回のすべてに出席し、取締役の職務執行を常にモニタリングし、監査に関する重要事項の協議を行っております。 経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	羽 廣 元 和	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、また監査役会13回のすべてに出席し、取締役の職務執行を常にモニタリングし、監査に関する重要事項の協議を行っております。 経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

Ⅳ 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ
2. 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る報酬等の額	22百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合算額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 非監査業務の内容
当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。
 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V 会社の体制及び方針

1. 取締役の業務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
会社情報を適時・的確にディスクローズし、経営の透明性を高めてまいります。また、経営監視役として社外取締役がいる一方、監査制度も社外監査役及び監査法人による外部監査を受け万全を期します。
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは当社社内規程に従い、適切に記録し、保存及び管理します。
 - (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
内部監査部門がリスク管理活動を統括し、リスク管理に関する基本方針などを定めた「リスク管理規定」に基づきリスクの顕在化の未然防止並びに早期発見のための体制を整備します。
 - (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
情報把握並びに意思決定を的確・迅速に行えるよう、常勤取締役並びに常勤監査役で構成する「常勤役員会」で情報を把握し、重要事項については審議を行った上で、「取締役会」において最終意思決定を行います。また、取締役会付議議案は取締役会規定に定められている付議基準に則り提出されます。
 - (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
社内に内部監査部門を設置し、「内部監査規定」に基づき計画的に内部監査を実施します。内部監査部門は監査役及び会計監査人と密接な連携を保ち効率的な内部監査を実施します。また、コンプライアンス・マニュアルを従業員に周知し、法令、定款並びに社会的規範の遵守を徹底します。
 - (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
情報の正確性、迅速性を確保できるフラットな体制を整備します。
 - (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には配置するものとし、監査役と十分に協議し決定いたします。
 - (8) 前号使用人の取締役からの独立性に関する事項
使用人の任命、異動及び専任性については、監査役と十分に協議し決定いたします。
 - (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、監査役から報告を求められたときは速やかに適切な報告を行わなければならないものとし、取締役及び使用人は、会社に著しい損害が発生するおそれのあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会に報告すべき事項が生じたときは、監査役又は監査役会に報告しなければならないものとします。当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知します。
 - (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換するものとし、また、取締役会その他重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査部門等との連

携により監査の実効性を確保します。監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに処理をするものとします。

(1) 反社会的勢力の排除に向けた体制

コンプライアンス・マニュアルで法令遵守を掲げ、これに基づき反社会的勢力に対して一切の関係遮断をすることとします。対応部署は総務チームとし、特殊暴力防止対策協議会などの外部専門機関との協力体制を整備します。

2. 取締役の業務適正を確保するための体制の運用の状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取組みについて

「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、すべての役職員が基本ルールに則って行動するよう周知徹底を図るとともに、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令及び定款違反の発生又は発生するおそれのある場合は、厳正な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、適切な対応方法を選択し、再発防止を図っております。

(2) 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みについて

毎月開催される常勤役員会で情報を把握し、重要事項については迅速に審議を行い、毎月1回開催の定例取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、最終意思決定を行っております。取締役の業務執行に関する情報・文書の取扱いについては、文書帳票取扱規定等の社内規程に基づき、適切に記録し、保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に対する取組みについて

リスク管理の基本規程に基づき、リスク管理委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備し、当社に関わるリスクの認識、分析を行い、適切な対応を行っております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みについて

監査役は、代表取締役と年2回の定期会合において、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見交換を行っております。また、毎月1回の定例取締役会及びその他重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査部門との連携を密にして監査の実効性を高めております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位 千円)

| 資産の部            |                  | 負債の部            |                  |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科目              | 金額               | 科目              | 金額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,139,324</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,680,875</b> |
| 現金及び預金          | 1,226,898        | 支払手形            | 32,736           |
| 受取手形            | 191,417          | 電子記録債務          | 764,664          |
| 電子記録債権          | 333,484          | 買掛金             | 527,173          |
| 売掛金             | 1,166,162        | 短期借入金           | 48,000           |
| 契約資産            | 9,387            | 未払金             | 32,703           |
| 商品及び製品          | 530,625          | 設備関係未払金         | 7,256            |
| 仕掛品             | 374,060          | 未払費用            | 169,742          |
| 原材料及び貯蔵品        | 251,309          | 未払法人税等          | 5,810            |
| 前払費用            | 24,670           | 未払消費税等          | 25,146           |
| その他             | 34,307           | その他             | 67,642           |
| 貸倒引当金           | △3,000           |                 |                  |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,347,912</b> | <b>固定負債</b>     | <b>577,444</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,121,423</b> | 退職給付引当金         | 463,893          |
| 建物              | 273,110          | 役員退職慰労引当金       | 38,310           |
| 構築物             | 31,621           | 預り保証金           | 69,266           |
| 機械及び装置          | 310,448          | 資産除去債務          | 5,975            |
| 車輛及び運搬具         | 15,181           |                 |                  |
| 工具器具及び備品        | 35,107           |                 |                  |
| 土地              | 432,902          |                 |                  |
| 建設仮勘定           | 23,052           |                 |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>27,447</b>    | <b>負債合計</b>     | <b>2,258,319</b> |
| ソフトウェア          | 22,225           |                 |                  |
| 電話加入権           | 1,972            |                 |                  |
| ソフトウェア仮勘定       | 1,778            |                 |                  |
| その他             | 1,471            |                 |                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>199,041</b>   | <b>純資産の部</b>    |                  |
| 投資有価証券          | 73,799           | <b>株主資本</b>     | <b>3,215,447</b> |
| 関係会社株式          | 10,500           | 資本金             | 655,200          |
| 出資金             | 3,629            | 資本剰余金           | 221,972          |
| 差入保証金           | 10,894           | 資本準備金           | 221,972          |
| ゴルフ会員権等         | 17,163           | <b>利益剰余金</b>    | <b>2,340,641</b> |
| 繰延税金資産          | 43,536           | 利益準備金           | 5,280            |
| その他             | 39,519           | その他利益剰余金        | 2,335,361        |
|                 |                  | 繰越利益剰余金         | 2,335,361        |
|                 |                  | <b>自己株式</b>     | <b>△2,365</b>    |
|                 |                  | 評価・換算差額等        | 13,469           |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金    | 13,469           |
| <b>資産合計</b>     | <b>5,487,236</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>3,228,917</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>5,487,236</b> |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位 千円)

| 科 目              | 金 額    |                  |
|------------------|--------|------------------|
|                  | 内 訳    | 合 計              |
| 売 上 高            |        | 6,408,310        |
| 売 上 原 価          |        | 5,177,993        |
| <b>売 上 総 利 益</b> |        | <b>1,230,316</b> |
| 販売費及び一般管理費       |        | 1,057,803        |
| <b>営 業 利 益</b>   |        | <b>172,512</b>   |
| 営 業 外 収 益        |        |                  |
| 受取利息及び配当金        | 2,851  |                  |
| 受取保険金            | 2,500  |                  |
| そ の 他            | 5,180  | 10,532           |
| 営 業 外 費 用        |        |                  |
| 支 払 利 息          | 514    |                  |
| そ の 他            | 11     | 526              |
| <b>経 常 利 益</b>   |        | <b>182,518</b>   |
| 特 別 利 益          |        |                  |
| 固定資産売却益          | 355    | 355              |
| 特 別 損 失          |        |                  |
| 固定資産除売却損         | 13     |                  |
| 投資有価証券評価損        | 1,865  | 1,878            |
| <b>税引前当期純利益</b>  |        | <b>180,995</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税     | 34,750 |                  |
| 法人税等調整額          | 19,250 | 54,000           |
| <b>当 期 純 利 益</b> |        | <b>126,995</b>   |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位 千円)

| 項 目                     | 株 主 資 本 |         |       |                     |           |          |           |
|-------------------------|---------|---------|-------|---------------------|-----------|----------|-----------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金 |                     |           | 自己株式     | 株主資本合計    |
|                         |         | 資本準備金   | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計   |          |           |
| 2021年4月1日残高             | 655,200 | 221,972 | 5,280 | 2,526,369           | 2,531,649 | △296,993 | 3,111,828 |
| 事業年度中の変動額               |         |         |       |                     |           |          |           |
| 剰余金の配当                  |         |         |       | △23,375             | △23,375   |          | △23,375   |
| 当期純利益                   |         |         |       | 126,995             | 126,995   |          | 126,995   |
| 自己株式の取得                 |         |         |       |                     |           |          | —         |
| 自己株式の消却                 |         |         |       | △294,627            | △294,627  | 294,627  | —         |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |         |       |                     |           |          |           |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —       | —     | △191,008            | △191,008  | 294,627  | 103,619   |
| 2022年3月31日残高            | 655,200 | 221,972 | 5,280 | 2,335,361           | 2,340,641 | △2,365   | 3,215,447 |

| 項 目                     | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|----------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 2021年4月1日残高             | 17,785           | 17,785         | 3,129,613 |
| 事業年度中の変動額               |                  |                |           |
| 剰余金の配当                  |                  |                | △23,375   |
| 当期純利益                   |                  |                | 126,995   |
| 自己株式の取得                 |                  |                | —         |
| 自己株式の消却                 |                  |                | —         |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △4,315           | △4,315         | △4,315    |
| 事業年度中の変動額合計             | △4,315           | △4,315         | 99,303    |
| 2022年3月31日残高            | 13,469           | 13,469         | 3,228,917 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## (重要な会計方針)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法 (ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 7～38年

機械及び装置 7～10年

#### (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

#### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### (1) 電力通信部門

電力通信部門では、架線金物、鉄塔・鉄構の製造及び販売を主な事業として取り組んでおります。これらの商品又は製品の販売については、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該契約について、履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

##### (2) 建材部門

建材部門では、建築用資材の製造、販売及び施工付きスタッド販売を主な事業として取り組んでおります。

建築用資材の製造、販売事業においては、これらの商品又は製品の販売について、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該契約について、当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

また、施工付きスタッド販売においては、顧客との工事請負契約に基づいて製品の施工を行う履行義務を負っております。当該契約について、履行義務は、一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。なお、変動対価に該当するものとして、一部契約において、受注金額を超える売上高を計上しており、当該売上高は、契約範囲の変更が合意されているものの、対価が未確定であり、変更部分に対応する対価が変動する可能性があります。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。この適用により、収益の認識方法の見直し・検討を行いました。従来からの認識方法からの変更はありませんでした。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用いたします。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減いたします。

この結果、当事業年度の損益に与える影響と、利益剰余金の当期首残高への影響はありませんでした。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

## (会計上の見積りに関する注記)

施工付きスタッド販売における変動対価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 8,534千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

建材部門の施工付きスタッド販売において、受注金額を超える売上高を計上しており、当該売上高は、契約範囲の変更が合意されているものの、対価が未確定であり、変更部分に対応する対価が変動する可能性があります。

当該対価は、予め合意している単価を基礎として顧客との協議により決定されますが、その決定に際しては受注金額超過の要因が客先に精査されるため、当該変動対価の額に関する不確実性の影響を見積る必要があります。

当該変動対価の額に関する不確実性の影響の見積りにおける主要な仮定は、価格交渉の成否の予測であり、当該予測は過去の実績や顧客との協議の状況に基づいております。

このため、当該変動対価の見積りを変更する場合、売上高の計上額が変動する可能性があります。

### (貸借対照表に関する注記)

#### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### (1) 担保に供している資産

|        |           |
|--------|-----------|
| 建物     | 8,870千円   |
| 土地     | 172,739千円 |
| 計      | 181,610千円 |
| 工場財団   |           |
| 建物     | 254,290千円 |
| 構築物    | 31,119千円  |
| 機械及び装置 | 306,978千円 |
| 土地     | 50,957千円  |
| 計      | 643,346千円 |
| 合計     | 824,956千円 |

##### (2) 担保に係る債務

|       |          |
|-------|----------|
| 短期借入金 | 33,000千円 |
| 計     | 33,000千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,940,462千円

3. 流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は以下のとおりであります。  
 契約負債 112千円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首 | 増加 | 減少      | 当事業年度末  |
|---------|---------|----|---------|---------|
| 発行済株式   |         |    |         |         |
| 普通株式(株) | 880,000 | —  | 100,000 | 780,000 |
| 自己株式    |         |    |         |         |
| 普通株式(株) | 100,803 | —  | 100,000 | 803     |

#### (変動事由の概要)

取締役会決議に基づく自己株式の消却により発行済株式及び自己株式がそれぞれ100,000株減少しております。

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決議                       | 株式の種類 | 配当原資  | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------------|-------|-------|----------|----------|----------------|----------------|
| 2021年<br>6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 23,375千円 | 30.0円    | 2021年<br>3月31日 | 2021年<br>6月29日 |

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議予定                     | 株式の種類 | 配当原資  | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------------|-------|-------|----------|----------|----------------|----------------|
| 2022年<br>6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 23,375千円 | 30.0円    | 2022年<br>3月31日 | 2022年<br>6月29日 |

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## 繰延税金資産

|           |            |
|-----------|------------|
| 棚卸資産評価損   | 6,777千円    |
| 未払事業税     | 1,779千円    |
| 未払賞与      | 28,047千円   |
| 未払社会保険料   | 4,615千円    |
| 減損損失      | 49,435千円   |
| 退職給付引当金   | 142,044千円  |
| 役員退職慰労引当金 | 11,730千円   |
| 投資有価証券評価損 | 4,746千円    |
| ゴルフ会員権評価損 | 918千円      |
| その他       | 10,923千円   |
| 繰延税金資産小計  | 261,019千円  |
| 評価性引当額    | △211,262千円 |
| 繰延税金資産合計  | 49,756千円   |

## 繰延税金負債

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | △ 6,220千円 |
| 繰延税金負債合計     | △ 6,220千円 |
| 繰延税金資産の純額    | 43,536千円  |

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る信用リスクは、当社の営業販売管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期見直しております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、1年以内の支払期日です。短期借入金及び設備関係未払金は、主に運転資金と設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額11,604千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形、電子記録債務、買掛金、短期借入金、未払法人税等、設備関係未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位 千円)

|            | 貸借対照表計上額 | 時 価      | 差 額    |
|------------|----------|----------|--------|
| (1) 投資有価証券 |          |          |        |
| その他有価証券    | 62,194   | 62,194   | —      |
| (2) 預り保証金  | (69,266) | (67,089) | △2,176 |

(※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位 千円)

| 区 分               | 時 価    |      |      |
|-------------------|--------|------|------|
|                   | レベル1   | レベル2 | レベル3 |
| 投資有価証券<br>その他有価証券 | 62,194 | —    | —    |

## (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位 千円)

| 区 分   | 時 価  |        |      |
|-------|------|--------|------|
|       | レベル1 | レベル2   | レベル3 |
| 預り保証金 | —    | 67,089 | —    |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

預り保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### (賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項  
当社は、千葉県において、遊休不動産（土地）を有しております。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項  
当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(単位 千円)

| 貸借対照表計上額 | 時 価     |
|----------|---------|
| 109,025  | 109,025 |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。  
2. 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に類似した方法に基づいて算定した金額であります。

### (収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

(単位 千円)

|                     | 電力通信部門    |           |         |           | 建材部門      |         |           | 合 計       |
|---------------------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
|                     | 架線金物      | 鉄塔・<br>鉄構 | その他     | 計         | スタッド      | その他     | 計         |           |
| 一時点で認識する<br>収益      | 2,828,301 | 1,145,449 | 106,002 | 4,079,752 | 1,504,083 | 343,880 | 1,847,964 | 5,927,716 |
| 一定期間にわたって<br>認識する収益 | —         | —         | —       | —         | 434,800   | 45,793  | 480,593   | 480,593   |
| 顧客との契約から<br>生じる収益   | 2,828,301 | 1,145,449 | 106,002 | 4,079,752 | 1,938,883 | 389,673 | 2,328,557 | 6,408,310 |
| その他の収益              | —         | —         | —       | —         | —         | —       | —         | —         |
| 外部顧客への売上高           | 2,828,301 | 1,145,449 | 106,002 | 4,079,752 | 1,938,883 | 389,673 | 2,328,557 | 6,408,310 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報  
「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。



3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務は、電力通信部門における架線金物、鉄塔・鉄構の製造及び販売事業、建材部門における建築用資材の製造、販売事業及び施工付きスタッド販売事業のものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位 千円)

|         | 当事業年度   |         |
|---------|---------|---------|
|         | 電力通信部門  | 建材部門    |
| 1年以内    | 519,430 | 553,722 |
| 1年超2年以内 | —       | 305,489 |
| 合計      | 519,430 | 859,211 |

(1株当たり情報に関する注記)

|            |            |
|------------|------------|
| 1株当たり純資産額  | 4,143円 90銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 162円 98銭   |

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社大谷工業  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 大 中 康 宏 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 佐 瀬 剛   |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大谷工業の2021年4月1日から2022年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当

監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではない

が、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2022年5月9日

株式会社 大谷工業 監査役会

常勤監査役 山 田 晴 彦 ㊟

社外監査役 稲 葉 弘 文 ㊟

社外監査役 羽 廣 元 和 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

### 剰余金の処分の件

第83期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金30.0円  
総額 23,375,910円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2022年6月29日

## 第2号議案

## 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条（電子提供措置等）第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条（電子提供措置等）第2項は、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

（下線は変更部分を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                  | 変 更 案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u><br>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | （削 除） |



| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p><u>(電子提供措置等)</u><br/> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u><br/> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>                                                                                                                                                |
| (新 設)   | <p><u>(附 則)</u><br/> <u>第 1 条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u><br/> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u><br/> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

### 3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2022年6月28日（火曜日）  
定款変更の効力発生日 : 2022年6月28日（火曜日）

### 第3号議案

### 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠の社外監査役として1名を選任するものであります。

なお本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

はらだ けんいち  
**原田 健一** (1958年2月28日生)

#### 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2008年6月 株ニューオータニ（現株ニュー・オータニ）取締役ホテルニューオータニ幕張総支配人

2014年5月 同社取締役経営管理室担当

2014年6月 株オータニプランニング監査役（現任）

2014年6月 エイチアルティーニューオータニ株監査役（現任）

2014年6月 株ニュー・オータニ常勤監査役（現任）

#### 所有する当社の株式数

— 株

[補欠社外監査役候補者とした理由]

これまでに培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的な立場から当社の経営に関する助言及び監査を行っていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 原田健一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 原田健一氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。原田健一氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

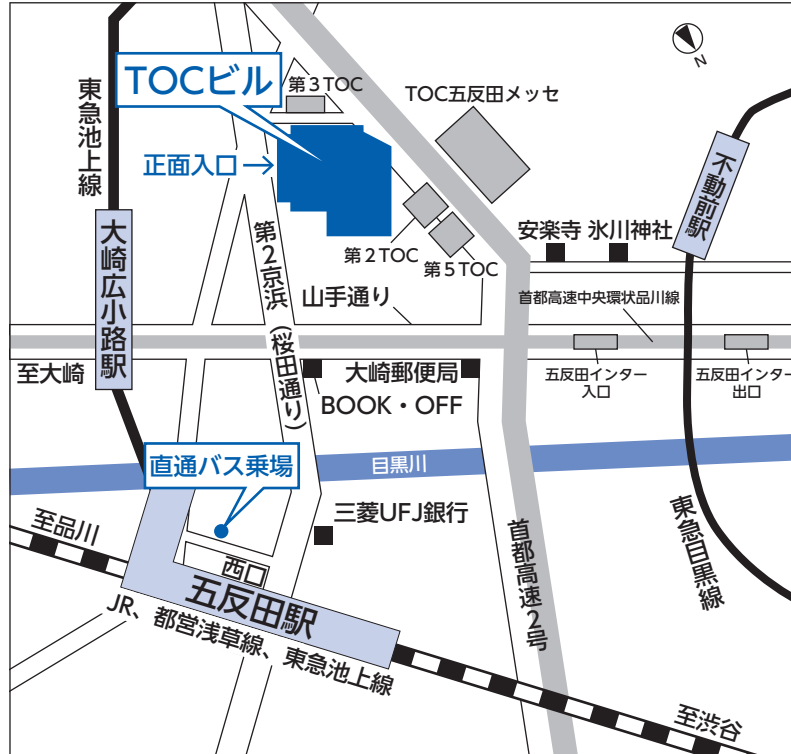
以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

# 株主総会会場ご案内図

東京都品川区西五反田7丁目22番17号  
TOCビル地下1階展示ホール



- J R 山手線五反田駅より徒歩 8 分
- 都営地下鉄浅草線五反田駅より徒歩 8 分
- 東急電鉄池上線大崎広小路駅より徒歩 5 分
- 東急電鉄目黒線不動前駅より徒歩 8 分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。